居宅介護支援重要事項説明書

1 当生協が提供するサービスについての相談窓口

電話	03-	3 9 3	11-	7 4 0 8	(月~	土	午前8日	寺45	分~4	午後	5時1	5分)
TEL ZIV	^ =# - 1 -1-	s 										
担当グ	个護支持	要門	貝									
				(ご不明な)	点は、	なん	でもおけ	こずね	くだる	さい。)	

2 梶原診療所 介護相談センターの概要

1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

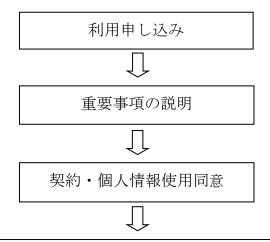
事業 所名	梶原診療所 介護相談センター
所 在 地	東京都北区堀船三丁目 31 番 15 号 ふれあいセンタービル 3 階
介護保険指定番号	居宅介護支援(東京都指定:介護保険事業者番号 1371700103)
サービスを提供	北区:滝野川1-3丁目、西ヶ原1-4丁目、中里2-3丁目
する地域	上中里1-3丁目、栄町、昭和町1-3丁目
	東田端1-2丁目、田端新町2-3丁目、堀船1-4丁目、
	王子1-4丁目、王子6丁目、豊島1-8丁目、岸町1丁目
	荒川区:西尾久1-8丁目、足立区:小台2丁目、宮城1丁目
	(上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください)

2) 同事業所の職員体制

	勤務形態	人数	業務内容
管 理 者 主任介護支援専門員	常勤	1名	介護支援業務及び管理業務
介護支援専門員	常勤	4名以上	介護支援業務

3) 営業時間

月 ~ 土 午前8時45分~午後5時15分 (日曜日、祝祭日、年末年始(12/30~1/3)は休日) 当事業所では、24時間連絡が取れる体制をとっています。 営業時間以外の時間帯は、080-2196-7933 までご連絡下さい。 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



サービス計画の作成

【状況の把握】

ご自宅に訪問し利用者本人や家族に、意向や要望をうかがいます。 また、利用者の解決すべき課題を分析します。



【計画の原案作成】

在宅サービス事業に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます。 居宅サービス計画の原案を作成します。



【サービス担当者との連携・調整】

利用者本人・家族と共に、サービス担当者が集まり、意見交換や情報の共有を行います。 居宅サービス計画が承認され、サービスが開始されます。



【サービス実況状況の把握】

ケアマネジャーが毎月ご自宅を訪問し、サービスの実施状況を確認します。 また、事業者と継続的に連絡を取っていきます。



【居宅サービス計画の変更】

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。



継続的なサービスの利用

<サービスの内容>

- 1 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
 - ・公正中立なケアマネジメントの確保に向けて次の措置を講ずるものとします。
- (1) 利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (2) 事業所が全6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護 及び福祉用具貸与の利用負担割合等を別紙の通り説明します。

2 居宅介護支援の内容

- (1) アセスメント 利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境等を把握し、課題を分析します。
- (2) サービス調整 アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
- (3) ケアプラン作成 介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
- (4) サービス担当者会議 介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
- (5) モニタリング 少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
- (6) 給付管理 ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体 連合会に提出します。
- (7) 要介護認定の申請に係る援助 利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請 を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
- (8) 介護保険施設等の紹介 利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等 の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

3 医療と介護の連携

- ・居宅介護支援の提供の開始にあたり、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご利用者の同意を得て主治医等の意見を 求めるとともに、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- ・訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に ケアマネジャー自身が把握したご利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、 薬剤師に必要な情報伝達を行います。

4 訪問回数の多いケアプランについて

・厚生労働省が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、ご利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジャーが統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、保険者にケアプランを届け出ることとします。保険者は地域ケア会議のみならず行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等により、届け出られたケアプランの検証を行い、必要

に応じてケアマネジャーに対し、ご利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービスの是正を促します。

5 障害福祉制度の相談支援専門員との連携

・障害福祉サービスを利用してきたご利用者が介護保険サービスを利用する場合等は、指定居宅居宅 介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

6 オンラインツール等を活用した会議の開催

・利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ 電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとします。その際、個人情報の適 切な取扱いに留意します。

7 感染症の予防及びまん延の防止のための措置(衛生管理)

- ・感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。
- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

8 虐待の防止のための措置

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の 措置を講ずるものとします。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)
 - ・事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、 速やかに、これを区・市町村に通報するものとします。
 - ・虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 管理者 坂爪成明

9 業務継続計画

・業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が 継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し周知するとともに、 その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

10 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

- ・男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。
- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

- 11 身体的拘束等の適正化の推進
 - (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行わないものとする。
 - (2) 身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 12 他のサービス事業所との連携によるモニタリング
 - ・人材の有効活用及び居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の 観点から以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリ ングを行います。
 - (1) 利用者の同意を得ること。
 - (2) サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。(家族のサポートがある場合も含む)。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス 事業者との連携により情報を収集すること。
 - (3) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

<メリット・デメリット 同意欄>

- □ 利用者の状態が安定していることを前提として実施します。□ 実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
- □ 2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
- □ 移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
- □ 訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
- □ 感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。

4 利用料金

1)利用料

利用者は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、契約書10条3項の複写物の交付を受ける場合は実費相当が必要です。

*保険料の滞納等による、料金規定は【契約書第11条】に記載のとおりです。

《報酬体系》

居宅介護支援費(1月につき)

- (1) 居宅介護支援費(I) 担当介護支援専門員の取り扱い件数が40件未満の場合
 - (一) 要介護1又は要介護2

1,086単位

- (二) 要介護3、要介護4又は要介護5
 - 1,411単位
- (2) 居宅介護支援費(Ⅱ) 担当介護支援専門員の取り扱い件数が40件以上60件未満の場合
 - (一) 要介護1又は要介護2

5 4 4 単位

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5

704単位

- (3) 居宅介護支援費(Ⅲ) 担当介護支援専門員の取り扱い件数が 60件以上の場合
 - (一) 要介護1又は要介護2

3 2 6 単位

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 422単位

《加算》

イ 特定事業所加算

- (1) 特定事業所加算 I 519単位
- (2)特定事業所加算 II 421単位
- (3)特定事業所加算 Ⅲ 323単位
- (4) 特定事業所加算 A 114単位

「要件]

- (1)特定事業所加算 I
- 1 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
 - *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他 の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- 2 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
 - *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他 の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支え ない。
- 3 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を 定期的に開催すること。
- 4 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- 5 算定日が属する月の利用者総数のうち、要介護状態区分が要介護3~要介護5の利用者の 占める割合が40%以上であること。
- 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供し 7 ていること。
- 8 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対 象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- 10 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護 支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50名未満)であること。
- 11 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は 協力体制を確保していること。
- 12 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。
- 13 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包 括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
- (2) 特定事業所加算 II
- 1 (1)の② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬の基準に適合すること。
- 2 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。

*利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。

(3)特定事業所加算 Ⅲ

- 1 (1)の ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬の基準に適合すること。
- 2 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
 - *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- 3 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。
 - *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。

(4)特定事業所加算(A)

- 1 (1)の ③ ④ (連携でも可) ⑥ (連携でも可) ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ (連携でも可) ⑫ (連携でも可) ⑬の基準に適合すること。
- 2 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
 - *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
- 3 常勤1名以上かつ非常勤1名以上を配置していること。
 - *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。
 - 注)特定事業所加算 I、II、Ⅲ、Aの算定はいずれかに限る。

口 特定事業所医療介護連携加算 125単位

- 1 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の 回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上。
- 2 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定。
- 3 特定事業所加算 (I) ~ (Ⅲ) を算定していること。

ハ 初回加算 300単位(1月につき加算)

次のいずれかに該当している場合

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。

二 入院時情報連携加算

・入院時情報連携加算(I) **250単位/月**

利用者が病院又は診療所に入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

- *入院日以前の情報提供を含む。
- *営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。
- ·入院時情報連携加算(Ⅱ) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

*営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算した3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

ホ 退院・退所加算

・退院退所加算 連携1回 カンファレンス参加 無 450単位/回

カンファレンス参加 有 600単位/回

・退院退所加算 連携2回 カンファレンス参加 無 600単位/回

カンファレンス参加 有 750単位/回

・退院退所加算 連携3回 カンファレンス参加 有 900単位/回

病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に 入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用 する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって当該病院、診療所、地域密着型介護老人 福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、 居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場 合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う 場合に限る。)には別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につ き1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、上記に掲げるいずれかの加算を算定する場合 においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加 算は算定しない。

へ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/回

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の 意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の 同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

*ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。

ト 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。利用者1人につき1月に2回を限度。

チ 通院時情報連携加算 50単位/月

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席 し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な 情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受け た上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位 数を加算する。

2) 交通費

1頁の2の1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

3)解約料

契約後、解約したい場合解約料はかかりません。居宅サービス計画の作成段階途中で利用者様の 都合により解約をした場合でも、一切料金はかかりません。

<その他>

看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適切と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

5 当生協の居宅介護支援の特徴等

1) 目的

私たちは、利用者がその尊厳を保持され、居宅において可能な限りその有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう支援いたします。

2) 運営方針

- 1 私たちは、利用者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、心身の状況や環境などに考慮し、適切な介護サービスが提供されるよう支援いたします。
- 2 私たちは、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が公正中立に行われるよう支援業務を行います。
- 3 事業の運営にあたっては、関係する区、地域の介護、医療、福祉のサービス機関との綿密な連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 4 地域あんしんセンターからの支援困難ケースを紹介された場合は、積極的に受け入れます。

3) サービス利用のために

事 項	有 無	備考
介護支援専門員の変更	0	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題把握)の方法	0	課題分析標準項目に則して行います
介護支援専門員への研修の実施	0	所内勉強会や所外研修に参加しています

6 サービス内容に関する苦情

1) 利用者相談·苦情受付

・居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービス についての相談・苦情を承ります。

担当 センター長 坂爪 成明 電話番号 03-3911-7408

(受付時間:月~土 午前8時45分~午後5時15分)

・当法人の介護支援事業への苦情

担当 生協本部 百瀬 文也 電話番号 03-3911-3630

*介護支援サービスそのものの苦情は各事業所の管理者にまで直接お伝え下さい。

2) その他 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会 苦情・相談専用ダイヤル 電話 03 (6238) 0177

北区 北区役所介護保険課 電話 03 (3908) 1119

荒川区 荒川区役所介護保険課 電話 03 (3802) 3111 (代表)

足立区 足立区役所介護保険課 電話 03 (3880) 5743

7 秘密保持

1) 事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を 正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

2) 事業所は、利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者家族の個人情報を用いません。

8 事故発生時の対応

利用者・家族と区・市町村に必ず連絡をとり、速やかな対応・処置を講じます。

9 当生協の概要

1) 当生協の概要

名 称 東京ふれあい医療生活協同組合

代 表 者 代表理事 百瀬 文也

設 立 1970年

出 資 金 439,833 千円 (2023 年 11 月末現在)

組 合 員 数 15,399 名 (2023 年 11 月末現在)

事 業 所

梶原診療所	北区堀船 3-29-9	03	(3911)	5171
梶原診療所 訪問リハビリ	北区堀船 3-29-9	03	(3911)	2626
ふれあい訪問看護ステーション	北区堀船 3-31-15	03	(3911)	3000
東京ふれあいほほえみヘルパーステーション	北区堀船 3-31-15	03	(5902)	7800
梶原診療所 介護相談センター	北区堀船 3-31-15	03	(3911)	7408
宮の前診療所	荒川区西尾久 2-3-2	03	(3800)	7111
ふれあいファミリークリニック	足立区宮城 1-33-20	03	(6908)	4330

* 毎年度作成している事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧することができます。

医療生活協同組合とは、より良い医療を求める住民の方のよりよい医療を実践したいという医療専門家 が手を結んで設立した非営利団体の医療機関です。「ひとりがみんなのために、みんながひとりのため に」(一口千円から)を出し、組合員になることによって、様々なサービスの得点を得られる他、医療 生協に対して組合員としてその運営に参画する事ができます。組合員の皆様に必要なサービス、非営利 的な活動のための資金として使われています。

2) 特徴

「患者の権利章典の採択と実践」「私のカルテによるインフォームド・コンセント」等の取り組みを 通じて患者さん、組合員さん中心の医療を実践しています。

10 ご利用にあたって

東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所では、医師・医学生・看護学生・介護支援専門員などの研 修を受け入れています。幅広い実践の場とし同行訪問させていただく場合がありますのでご理解ご協力

をお願いいたします。							
		令和	年	月	日		
居宅介護支援の提	供開始にあたり、重要事項を	と説明しま	した。				
事業者名	東京ふれあい医療生活協同 東京都北区堀船三丁目31 代表理事 百瀬 文也	., ,,					
事業所名	梶原診療所 介護相談セン 東京都北区堀船三丁目 31 介護支援専門員		ふれあいセ	ンタービル 	3 階		
私は居宅介護支援について、重要事項の内容について説明を受け了承しました。							
	利用者氏名						
	代理人氏名		印	売柄			

附則 制度改正等における変更が生じた場合、別紙にてご説明させていただきます。

令和6年 4月 1日から施行する。